

旧広瀬邸等保存活用事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定重要文化財旧広瀬家住宅又は国指定名勝旧広瀬氏庭園（以下「旧広瀬邸等」という。）保存活用計画（令和4年3月策定）に基づき、旧広瀬邸等保存活用事業の適正な遂行を図るため、旧広瀬邸等保存活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、旧広瀬邸等の保存及び活用に係る事項に関し調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化財について専門知識を有する者

2 委員は、第2条に規定する調査及び検討が終了したときは、解職されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広瀬歴史記念館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。